

(案)

神戸市における発達障害支援の取り組みについての

提 言 書

令和3年3月

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）

目次

1	はじめに	1
2	提言作成に至る経緯	2
3	神戸市における発達障害者支援の今後の取り組みへの提言	4
4	神戸市の発達障害者支援の課題	6
5	神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）からの主な意見	8

1 はじめに

かねてより神戸市では、発達障害を含む障害児支援について、こども家庭センターや総合療育センターが中心となり支援を実施してきました。

さらに、平成17年4月の発達障害者支援法の施行に伴って、平成19年には、神戸市の発達障害者支援の中心となる「発達障害者支援センター」が開設され、大学や社会福祉法人と協働し、ネットワークの構築、当事者家族支援、人材育成、市民啓発・広報事業を実施しています。

また、平成28年の発達障害者支援法の改正により、改めて、切れ目のない支援、家族への支援、身近な地域での支援を行うことが明記されたことから、神戸市では、発達障害者支援にかかるネットワークを強化して施策を展開してきました。

しかしながら、昨今の、ますます高まる多岐にわたるニーズに対応していくためには、さらなる支援の充実が求められています。

そこで、各関係機関がネットワークを構築し、各種支援策の実施や、神戸市発達障害者支援センターの実効性のある運営に向けた検討を行ってきた神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）では、神戸市における発達障害児（者）支援の取り組みについて、現に日々発達障害児者に向き合い、必要な支援を知る委員により、改めて課題を確認のうえ、課題解決についての意見交換を重ね、このたび、神戸市における今後の取り組みについての提言をまとめました。

今後は、同時に掲載している委員意見を参考にしながら、この提言に基づいた具体的な事業の検討をお願いします。

令和3年3月

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）
会 長 高 田 哲

2 提言作成に至る経緯

(1) 神戸市発達障害児(者)支援地域協議会(代表者会)について

神戸市では、平成17年の発達障害者支援法の施行に伴い、平成18年4月、行政をはじめ親の会などの当事者団体、学識経験者、民間支援機関など発達障害支援関係機関の参画を得た神戸市における発達障害児(者)支援体制の整備について検討する、「神戸市発達障害児(者)支援体制整備検討委員会」を設置、検討委員会の最終報告書の内容をふまえ、平成19年に「発達障害者支援センター」が、開設されました。

さらに、検討会に引き続き、各関係機関がネットワークを構築し、パートナーシップにより各種支援策や、神戸市発達障害者支援センターの実効性のある運営を行えるよう、「神戸市発達障害児(者)支援連絡協議会」を設置しました。

平成28年の発達障害者支援法の改正により、協議会の設置及び名称について明文化されたため、神戸市発達障害児(者)支援連絡協議会は、「神戸市発達障害(児)者支援地域協議会」として名称変更され、活発な意見交換を行っています。

(2) 提言作成に至る経緯

神戸市発達障害児(者)支援地域協議会(代表者会)では、委員意見をより施策に反映できるよう、令和元年度から、それまで年に1回であった協議会を複数回開催し、委員それぞれが現場での対応や支援を行っている中で感じている、発達障害児(者)支援にかかる課題を具体化するとともに、抽出した個々の課題解決につながる意見交換を行う中で取り組むべき共通の項目が顕在化されたことから、これらの内容を今後の取り組みへの協議会からの提言としてまとめることとしました。

- ・ 令和元年7月 令和元年度第1回協議会
発達障害者支援における課題の抽出
 - ①乳幼児から就学前・就学後の時期における切れ目のない支援
 - ②「医療の立場からの連携先」
 - ③「就労してからの支援、生活の支援」
 - ④「思春期世代の支援」
 - ⑤「支援機関の質の向上」
- ・ 令和元年12月 令和元年度第2回協議会
上記のうち、①～③の課題について意見交換
- ・ 令和2年10月 令和2年度第1回協議会
残り④⑤の2つの課題について意見交換
- ・ 令和3年3月 令和2年度第2回協議会
出された意見から得た発達障害児(者)支援の今後の取り組みについてまとめた提言(案)について、意見交換
- ・ 令和3年3月 市に提言書を提出(予定)

【委員】（令和3年2月現在 50音順 敬称略）

兵庫障害者職業センター所長	市川 浩樹
浅野神経内科クリニック	井出 浩
神戸市医師会監事	片山 啓
（社福）「すいせい」理事長・相談窓口事業責任者	岸田 耕二
NPO 法人「ピュアコスモ」代表	久村 恵美
神戸公共職業安定所長	黒田 賢治
神戸市医師会副会長	近藤 誠宏
神戸女子大学教授	佐々木 勝一
神戸大学名誉教授・総合療育センター診療担当部長	高田 哲
大阪教育大学名誉教授	竹田 契一
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長	田中 究
（社福）「神戸光有会」居場所づくり事業責任者	中村 陽二
児童発達支援事業「YMCA おひさま」管理者	松田 康之
兵庫県 LD 親の会「たつの子」副代表	三島 佳世子
しごとサポート中部 就労支援事業責任者	森崎 康文

3 神戸市における発達障害者支援の今後の取り組みへの提言

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）は、神戸市に対し、以下の取り組みについて、提言します。

○発達障害支援の連携の強化による切れ目のない支援の実施

- ・支援機関がそれぞれの専門分野を活かしたネットワークを構築し、支援の向上に努められたい。
- ・発達障害児（者）の支援について、福祉局、こども家庭局、教育委員会をはじめとした庁内各部署の役割を明確にし、連携を強化されたい。
- ・発達障害者支援における課題ごとに、関係機関による具体的な解決方法を検討する機会を設け、支援の充実と連携強化を図られたい。
- ・コロナなどの感染症拡大や災害発生時においても、支援が途切れることのないよう、また、おかれた状況下において、発達障害特性により現れる様々な課題を速やかに把握し、確実な対応策を講じられたい。

○個人に関する情報を関係機関が共有するための仕組みづくり

- ・発達障害者本人について、各関係機関で把握している情報と、必要としている情報を明確にし、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を共有する仕組みを講じられたい。
- ・本人に関わる、検査成績・結果などのデータについては、ICTの導入を含め、本人や保護者が、必要な時に必要な情報を取り出せる仕組みについて検討いただきたい。

○支援に関する情報を市民及び関係機関に提供するための仕組みづくり

- ・発達障害者支援センターは、ネットワークを生かし、様々な支援の取り組みについて常に内容を把握し、発信していけるよう、情報を集約する仕組みを構築していただきたい。
- ・集約した情報については、医療機関、市民、支援機関など、提供先別に、ICTや紙媒体を併用しながら、きめ細かに提供し、確実に受け止められる仕組みを実現いただきたい。

○人材育成の取り組み

- ・支援機関の職員について、必要な研修や啓発、巡回指導等を適時に行い、さらに研修を受講した者が、広く地域の支援者に対し、スーパーバイズできるような研修体系としていただきたい。
- ・関係機関における支援者が、支援者間で自発的に意見交換して好事例や改善内容を共有し、相互にレベルアップできる機会を提供いただきたい。
- ・市において、発達障害児（者）の支援に関わる職員については、研修やトレーニングなどを通じ、発達障害についての理解や支援についての知識を備えた職員を育成に力を入れ、発達障害児（者）支援の質を維持されたい。

○発達障害に対する理解の促進

- ・講演会や研修の実施、車内広告や ICT など広報媒体の利用など、広く市民に発達障害の気づきや理解を進めるための取り組みを実施していただきたい。
- ・学校や職場で、発達障害児（者）それぞれに合った適切な環境調整がなされるよう、障害者差別解消法に定義された合理的配慮について正しく理解する機会や助言する機会を提供いただきたい。
- ・発達障害児（者）に関わるすべての市の職員に対する啓発を充実させ、職員自らが地域や職場の理解を進めていただきたい。

4 神戸市の発達障害者支援の課題

(1) 乳幼児から就学前・就学後の時期において支援が途切れがちである

神戸市では、発達障害支援にかかる様々な施策や事業を行っていますが、関係機関相互の連携が十分でなく、就学時、進学時の情報伝達が行われず、移行時に支援が途切れることが多くなっています。就学後においても、公立小学校から私立中学校、公立中学校から私立高校への移行時にその傾向が続いています。

発達障害と診断されたり、支援が必要と判断された場合には、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービスを利用でき、各事業所において個別支援計画に基づき支援を行っています。事業所は支援にあたって保育所や学校等と連携することが求められていますが、十分とは言えません。

引き続き、さらに、情報の連携が行われていないことから、関係機関で同じ検査が繰り返された結果、時間のロスが生じたり、不整合が起こったりすることがあります。

(2) 医療機関や支援機関それぞれからの連携先がわかりづらい

たとえば、かかりつけ医からみると、市の取り組みや支援機関についての情報が医療機関に十分提供されておらず医療と福祉のつながりが悪くなっています。5歳ごろに大きくなってから出現するLDやADHDなどの子どもが来院した場合、どこに支援をつなげばよいのか、どこでスクリーニングできるのかがわかりづらい状況です。

さらに、事業所等支援機関につなぐ場合でも、福祉サービス（障害者総合支援法・児童福祉法など）や制度が多種多様な内容となっており、内容について十分に理解されていないことから、適切な対応につながらないケースがみられます。

また、発達障害について理解のある医療機関がまだ限られている状況です。

(3) 思春期世代の支援の不足

小学校高学年から、中学校、高校といった思春期世代の、発達障害にかかるサポートや相談ができるところが不足しており、医療相談ができるところは、特に限られています。

思春期でつまづいたケースは、相談に時間がかかり、高校では不登校が続いた結果、退学となり、社会とのつながりが薄くなってしまふことが心配されます。

(4) 就労してからの支援、生活の支援の不足

障害者差別解消法の施行などにより、雇用側の人事担当者の理解は進みましたが、現場の理解は、まだまだ十分とは言えません。特別支援学校で実施している進路指導について、卒業後も就労定着についてのフォローの充実が必要です。

また、就労後も、関係機関が引き続き、雇用先との調整など、きめ細かな支援を継続する必要がありますが、発達障害者相談窓口をはじめ、支援機関の相談員の数不足しています。

(5) 支援機関の質に差が生じている

放課後等デイサービス事業所や就労移行支援事業所などの提供するサービス内容について、事業所によって質に差が生じています。

また、人材を育てるシステムや、増え続ける事業所等の質を担保する取り組みが不足しています。

5 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）委員からの主な意見

※提言の項目に概ね分類して掲載しています。

(1) 乳幼児から就学前・就学後の時期における切れ目のない支援づくり

○連携

- ・小学校と幼稚園、保育園、認定こども園等が連携し、発達の気になる子たちの情報を共有し、切れ目のない支援に生かすべきである。
- ・本人に継続して関わり、成長に伴った経過をみる仕組みができないか。
- ・こども家庭局が子どもから学齢期を、教育委員会が学童期を確実に支援し、発達障害者支援センターは子どもと大人のトータル的なまとめ役として確実に支援をつなぐ仕組みにする必要がある。
- ・障害者（障害児）のサービス等利用計画作成にあたっては、見直し・評価が確実に行われ、適切に支援が行われるよう、保護者のみで作成するセルフプラン率を下げる取り組みが必要である。

○本人情報

- ・小学校と放課後等デイサービス事業所等が相互の情報を共有する必要がある。
- ・放課後児童健全育成事業（学童保育）について、保育所や幼稚園、小学校などと本人についての支援情報を連携し、適切な対応を実施する必要がある。
- ・発達検査の成績や結果に関するデータについて、保護者など利用者が困らないよう、必要な時にすぐに確認できるように工夫していただきたい。
- ・就学、進学などの移行時に、保護者の承諾のもと、情報を引き継ぐ仕組みが必要である。
- ・親の不安軽減し、安心して就学準備にかかれるよう、発達の気になる子どもの情報を保育所や幼稚園から、事前に小学校に伝えて、学校就学前健診時には小学校側が就学後の対応について判断を示すようにすることが望ましい。
- ・その人の特性をふまえて支援をどうするかを記録としてサポートブックがあるが、その中に、検査結果など、発達障害者にかかる支援についての情報をまとめ、ファイルのようにすれば、より効果的である。
- ・教育委員会の学びの支援プランと発達障害者支援センターのサポートブックを連携させ、横のつながりに活かすべきである。
- ・本人情報の提供にあたり、個人情報取り扱いについてのガイドラインを作成し、現場で共有する必要がある。

○支援情報

- ・神戸市の発達障害支援事業の内容を、確実に情報提供していく必要がある。
- ・神戸市の発達障害支援事業の在り方を整理し、効果的に実施していく必要がある。

○人材

- ・神戸市の私立幼稚園に対して週に何回か相談員を派遣し、親の相談に対応してはどうか。
- ・就学移行期には、本人を取り巻く環境に配慮できる専門性の高い支援者が必要である。
- ・介護保険のケアマネージャーのような発達障害支援のプランを考えるコーディネーターが必要である。

- ・ケースワーカーのように、親と一緒に動いてくれる支援者が必要である。

○その他

- ・就学について親が気軽に相談できるよう、希望により就学前面談にオンライン面談を取り入れてはどうか。
- ・診断待ちの間や、軽度と診断された場合に、子どもの発達の遅れに不安を抱える親の悩みを受け止め、サポートを担う場を設ける必要がある。
- ・年長児以降の療育トレーニングを行えるところを増やす必要がある。
- ・総合療育センターとこども家庭センターの果たすべきミッションを明確にすべきである。
- ・発達検査まで実施してくれるところを増やす必要がある。
- ・乳幼児健診のマニュアル改定し、今後のフォローアップ体制を強化できないか。

(2) 医療機関や支援機関それぞれからの連携先の明確化

○連携

- ・学校のコーディネーターを専任にし、医療機関と連携のとれるシステムにする必要がある。
- ・生徒個別の関わりについて、医者が学校に連絡すれば、すぐ動ける仕組みにすべきである。
- ・総合、東部、西部の各療育センターで勉強会などを開催して顔の見える関係とし、各療育センターを中心としたネットワークをつくってはどうか。
- ・連携の目安となるよう、該当する項目の結果で連携先がわかるチェックシートを作成してはどうか。
- ・発達障害者支援センターがコーディネートし、支援機関がそれぞれの得意分野を活かしたネットワークを組む必要がある。

○本人情報

- ・こども家庭センターと医療機関が、プロフィールのデータを共有できないか。

○支援情報

- ・医療機関でも相談に対応できるよう、支援の情報を適切にワムネットなどに掲出すればどうか。
- ・研修や事業について、発達障害者支援センターが医療機関に確実に周知する必要がある。
- ・発達障害児者を扱っている医療機関の情報を正しく伝える必要がある。

○人材

- ・医師も、検査結果の内容を把握できるように、かかりつけ医研修のテーマに投薬を取り上げるなど内容を充実させるべきである。
- ・区役所でも医師からの相談を受けられるようにすべきである。
- ・就学前検診に保健師を配置するとともに、医師のチェック項目を増やすことで、早期発見が可能になる。
- ・発達障害者相談窓口の充実のために、窓口の人員配置を増やす必要がある。

○その他

- ・ワンストップで対応できる相談体制を整備すべきである。

(3) 思春期世代の支援

○連携

- ・セルフヘルプで実施する SST（ソーシャルスキルトレーニング）について、市内の大学の保健室と連携し参加しやすい仕掛けをしてはどうか。
- ・大学生本人や家族が SST に積極的に参加するため身近な大学の教職員から参加を勧められるよう、連携を強化すべきである。
- ・大学、就労機関、ケースワーカー、教師の相互の連携を強化すべきである。
- ・教育委員会に、本人や保護者からの相談を受け次の相談機関の案内ができる窓口を設置する必要がある。

○人材

- ・発達障害者支援センターで実施している、13～18 歳を対象とした思春期相談事業「あっとらんど」の相談員を増やし、対応できる人数を増やしてはどうか。

○その他

- ・一人ひとりの特性を上手く活かし、強いところはさらに強く、弱いところは他から補うということを本人が知り得る機会を提供する必要がある。
- ・発達障害者支援センターが、義務教育年齢から、気づきとすばやく対応するためのプログラムを実施してはどうか。
- ・高校の学校現場での障害学生の支援強化が必要である。
- ・当事者が一体何を望んでいるのか、本人たちの声をよく聞く機会をもつべきである。
- ・身近なところに、思春期世代の本人や親が話を聞いてもらえ、農作物、草花、セラピードッグなどと触れ合えるような、思春期世代のための居場所をつくってはどうか。
- ・2～3 か月に 1 回、2～3 人の職員で運営する、大人・大学生・中高生のための居場所をつくってはどうか。
- ・早くからの家族との関係改善が本人の生きやすさにつながることから、思春期世代の親を対象としたペアレントトレーニングを取り入れるべきである。
- ・児童の定義の範囲内である、思春期世代からの相談にも応じられるよう、こども家庭センターの体制を強化する必要がある。
- ・コロナ下で、障害特性ゆえに、生きづらさを感じている思春期～大学生世代の人たちが、ネットなどを通じて、気軽に相談できる機会を至急提供すべきである。

(4) 就労してからの支援、生活の支援

○連携

- ・本人の支援について、ひとつの支援機関が抱え込むのではなく、各関係機関が専門分野を活かし、連携して支援を進めていく仕組みが必要である。
- ・医者からジョブコーチへ、ジョブコーチから企業へとつなぐためのコーディネーターを配置してはどうか。

- ・就職後、発達窓口・しごとサポート・ジョブコーチが連携し、当人の相談のほか、現場の理解や環境整備、管理者の啓発に取り組む必要がある。

○支援情報

- ・就労移行支援事業所で実施しているアフターケアの内容や、成功例・失敗例を統計化し情報共有してはどうか。

○人材

- ・就職後も職場に出向いて支援できるよう、発達障害者相談窓口の人員を増やす必要がある。
- ・神戸市役所において、発達障害者を職員として採用し、適切に育成していく仕組みをつくる必要がある。

○広報・啓発

- ・地下鉄など公共の場で、相談機関や発達についての理解を促すためのツールを掲示してはどうか。

○その他

- ・教育の中に、18歳以降のビジョンや就労のイメージを持ち、ここからはできるという自信を持つためのカリキュラムを取り入れる必要がある。
- ・就労後につまずかないために、高校や大学卒業後の支援の強化が必要である。
- ・就労するためには「何でもできる必要がある」のではなく、「何かができればよい」という視点で、自立させ就労につなげるという考え方を支援者で共有する必要がある。
- ・自分の特性を強みにし、自分の弱みを改善するゆるやかな働きかけを行い、胸を張って社会に出られるよう支援していかなければならない。
- ・当事者本人たちが、居場所や仲間づくりを行える機会と場を提供してはどうか。
- ・人間関係を構築しながら目標設定を定め、ゆっくり将来設計していける居場所が必要である。
- ・長く就労できたケースの内容や就労継続期間を把握し、評価する仕組みが必要である。
- ・就労支援機関は、「働けること」を企業に証明し、定着につなげる必要がある。
- ・就労して1～5年目の離職率を年数ごとに把握し、離職してしまった人が相談できるようにしてはどうか。
- ・1、2回就労に挫折した子について、評価表をつくって支援する必要がある。
- ・就労してからの当事者の自助グループに補助金を出す制度をつくってはどうか。
- ・発達障害児（者）支援地域協議会の委員に、企業の方に入っていたらどうか。

(5) 支援機関の質の向上

- ・職員の責務の明確化と、さらなる自己研鑽との両輪で質の向上に取り組む必要がある。
- ・児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所向けの研修を充実させる必要がある。
- ・放課後等デイサービス事業所への研修を義務化してはどうか。

- ・事業所間で意見交換して改善、内容を公開し、相互にレベルアップを図ればどうか。
- ・事業所の運営責任者向けの研修を実施する必要がある。
- ・支援機関の評価基準をつくると、質の向上に効果的である。
- ・行政機関における発達障害児（者）支援の質を維持できるよう、発達障害についての障害理解や支援についての見識を持った職員を育成し、適所に配属する仕組みが必要である。